

「豊橋市休日夜間・障害者歯科診療所」に係る指定管理者候補者の選定について

1. 施設の名称

豊橋市休日夜間・障害者歯科診療所

2. 指定管理者候補者

- (1) 団体名：一般社団法人豊橋市歯科医師会
- (2) 代表者：会長 加藤 正美
- (3) 所在地：豊橋市中野町字中原100番地の5

3. 非公募の理由

本施設は、休日及び夜間における急病患者並びに心身に障害のある者及びその疑いのある者に対し、歯科医療を行うことを目的として設置されています。

一般社団法人豊橋市歯科医師会は、市内の歯科医師で構成され、歯科医療に関する専門的かつ高度な技術や応急医療に関するノウハウを持つ団体です。このことから、本施設の設置目的に最も合致しており、適切で効果的な運営管理に資するものと認められることから、公募によらず、同法人を指定管理者の選定対象としました。

4. 選定理由

事業計画書等の提出を受け、その内容を審査したところ、主な取り組みとして以下の提案があり、これらは施設の設置目的に沿い、効果的な運営管理に資する提案として認められました。

- (1) 安定した歯科医師供給が可能であるほか、静脈麻酔を活用した治療を実施し、障害のある患者への適切かつ安定した医療を提供するなど、本施設の設置目的を十分理解した提案となっている。
- (2) 休日夜間歯科診療におけるゴールデンウィーク、盆、年末年始等の繁忙期のスタッフの増員、障害者歯科診療におけるこども発達センターで歯科診療を行うスタッフの配置など、受診者の状況に配慮した提案となっている。
- (3) 市内の歯科医師を配置することができるため、受診後、受診者とかかりつけ医との円滑な連携が期待できる。

また、平成28年度から指定管理者として本施設を適切に管理運営してきた実績を有し、安定した運営が期待できることから本施設の指定管理者としてふさわしいと認められました。

5. 選定委員会

区分	氏名	分野
委員長	石黒 佳子	医療薬学（一般社団法人 豊橋市薬剤師会会長）
委員	伊藤 健太	経理・財務（公認会計士）
委員	辻村 尚子	看護・理学療法（豊橋創造大学 保健医療学部 准教授）
委員	古川 尋久	社会福祉（社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会 常務理事）
委員	撫井 賀代	内部（豊橋市健康部長）

※選定委員会開催日 令和5年10月20日

6. 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

※令和5年12月市議会での審議、議決を経て指定管理者に指定されます。

7. 選定の経過

申請書類の受付期間

令和5年8月31日から9月29日

指定管理者候補者選定委員会

令和5年10月20日

問合せ先

豊橋市健康部健康政策課

総務グループ

電話 0532 (39) 9111